

鹿児島大学共通教育センター非常勤講師選考要領

平成29年4月1日
共通教育センター運営委員会決定

(趣旨)

第1 この要領は、鹿児島大学共通教育センター(以下「共通教育センター」という。)の非常勤講師の選考に関し、必要な事項を定める。

(資格)

第2 共通教育センターの非常勤講師となることのできる者は、国立大学法人鹿児島大学教員の資格に関する規則(平成16年規則第70号)第4条に規定する資格を有する者とする。

2 前項の規定にかかわらず、教養教育科目(教養基礎科目)の自然科学分野のうち実験科目を担当する非常勤講師の資格は、大学院博士前期課程(修士課程)を修了した者又はそれと同等以上の学力を有する者とする。

(採用基準)

第3 非常勤講師は、次の各号の一に該当する場合に採用できるものとする。

- (1) 当該授業科目を担当する専門の教員がない場合
- (2) 当該授業科目を担当する教員が欠員のため、授業に支障がある場合
- (3) 当該授業科目を受講する学生が多く、授業を分割して行う必要がある場合で、専門の教員が不足する場合
- (4) 外国語教育、演習型教育など少人数教育を行う必要があり、専門の教員が不足する場合
- (5) 当該授業科目の教育効果を高め、授業内容の充実を図るため、特別な分野を教育する特に優れた者を採用する必要がある場合
- (6) その他非常勤講師を必要とする特別な理由がある場合

(選考方法等)

第4 非常勤講師を採用する場合は、推薦者(責任教員)が所定の履歴書、推薦理由書及びその他共通教育センターが必要と認めた書類等を共通教育センター(共通教育係)へ提出しなければならない。

2 共通教育センター長は、前項の書類に基づき選考調書を作成し、選考及び資格審査(以下「選考等」という。)を行う。

3 共通教育科目及び学芸員資格科目を担当する非常勤講師の選考等は、鹿児島大学共通教育センター運営委員会規則(平成29年総機第3号)に基づき構成された各科目分科会で審議し、共通教育センター運営委員会の議を経て、共通教育センター長が行う。

4 第2項から第4項までの規定にかかわらず、次の各号の一に該当する者については、資格審査を省略して選考することができる。ただし、担当分野等が異なる場合は、資格審査を行うことがある。

- (1) 国立大学及び大学共同利用機関等の助教以上の教育職若しくは研究職にある者又はこれらの職にあった者
- (2) 公・私立大学、短期大学及び高等専門学校の講師以上の職にある者又はこれらの職にあった者
- (3) 鹿児島大学の特任教員若しくは非常勤講師の職にある者又はこれらの職にあった者
- (4) 第1号及び第2号の規定については、外国の大学等について準用する。

- 5 前項本文の規定に基づき、資格審査を省略したものについては、当該科目分科会の決定をもって共通教育センター運営委員会の議決とみなす。
- 6 第2項から第6項までの規定にかかわらず、共同獣医学部の学生のみを対象に開講する共通教育科目を担当する非常勤講師の選考等は、共同獣医学部教授会による審議の結果を報告することをもって、共通教育センター運営委員会の議決とみなす。

(事務)

第5 非常勤講師の選考に関する事務は、学生部共通教育課が担当する。

(その他)

第6 この要領に定めるもののほか、非常勤講師の選考に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成29年4月1日から実施する。
- 2 鹿児島大学教育センター非常勤講師選考要領(平成16年11月26日教育センター会議決定)は、廃止する。

鹿児島大学共通教育センター非常勤講師に関する申合せ

平成 29 年 4 月 1 日

共通教育センター運営委員会決定

- 1 授業の全部を担当する非常勤講師は、授業の企画・運営を行い、評価基準に基づいた成績評価を行わなければならない。
- 2 授業の一部を担当する非常勤講師は、授業の企画・運営の一部を担い、評価基準に基づいた成績評価を行わなければならない。
- 3 非常勤講師は、県内に在住している者の雇用に努める。ただし、共通教育センター以外で経費を負担する科目、集中講義又は共通教育センター長が認める科目については、この限りではない。
- 4 非常勤講師雇用の年度計画は、前年度実績の手当支給総額を超えない範囲で計画しなければならない。ただし、必修科目の維持などのやむを得ない理由がある場合は、この限りではない。
- 5 非常勤講師が担当する新規科目（共通教育センターの経費負担）は、共通教育センター長が不足している分野の科目と判断する場合に限り、開講することができる。ただし、共通教育センター長が指定する曜日時限において、2年継続して開講しなければならない。
- 6 非常勤講師が担当する新規科目（共通教育センター以外の経費負担）は、2年継続して開講できる場合に限り、開講することができる。
- 7 非常勤講師が授業の全部を担当する人文・社会科学分野（選択科目）、自然科学分野（選択科目）及び教養活用の科目については、前年度実績の受講者数が10名以下の場合には総合的に判断した上で、科目廃止を前提に検討を行う。
- 8 非常勤講師の年齢は、年度末年齢満70歳を上限とする。ただし、「教育職員免許状に係る科目」、「学芸員資格科目」又は「必修科目」などを廃止することにより、学生に不利益が生じる場合は、この限りではない。

附 則

この申し合わせは、平成 29 年 4 月 1 日から実施する。

鹿児島大学共通教育センターゲスト講師招聘要領

平成 29 年 4 月 1 日
共通教育センター長裁定

(趣旨)

第1 この要領は、鹿児島大学共通教育センター(以下「共通教育センター」という。)の共通教育科目を担当するゲスト講師の招聘に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2 ゲスト講師とは、授業担当教員の同席の下、講演(指導助言等を含む)を行う者とする。なお、成績評価は行うことはできない。

(資格)

第3 ゲスト講師となることのできる者は、特定の分野等について、大学における教育を担当するにふさわしい知識を有すると認められる者とする。

(招聘基準)

第4 ゲスト講師は、当該授業科目の分野に関する講演(指導助言等を含む)を行うことで、授業内容の充実を図り、教育効果を高めることができる場合に招聘できる。

(年度計画・授業計画)

第5 ゲスト講師を招聘する場合は、責任教員が所定の年度計画書及び授業計画書を共通教育センターへ提出しなければならない。

2 ゲスト講師の年度計画は、鹿児島大学共通教育センター運営委員会規則(平成 29 年機構第 3 号)に基づき構成された各科目分科会で審議し、共通教育センター運営委員会の議を経て、共通教育センター長が決定する。

3 ゲスト講師の授業計画は、共通教育センター長決裁により決定する。ただし、慎重に実施すべき事項があると認められる場合は、鹿児島大学共通教育センター運営委員会規則に基づき構成された各科目分科会で審議するものとする。

(その他)

第6 この要領に定めるもののほか、年度計画に関し必要な事項は、共通教育センター運営委員会で審議し、共通教育センター長が決定する。

(事務)

第7 ゲスト講師の年度計画・授業計画に関する事務は、共通教育センター(共通教育係)が担当する。

附 則

- 1 この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 鹿児島大学教育センターゲスト講師及び指導助言者選考要領(平成 27 年 11 月 27 日教育センター長裁定)は、廃止する。

ゲスト講師授業計画書

1. 授業科目名		
2. 招聘日（所要時間）	平成 年 月 日（ ） 時限 【 分】	
3. 場所		
4. 講演（指導助言等）の内容		
5. ゲスト講師	氏名	
	勤務先住所・所属（役職）名	〒 Tel
	雇用主の役職・氏名	
	略歴	
	現住所	〒 Tel
6. 招聘理由		
7. 責任教員	氏名	
	所属・職名	
8. 財 源 【注1】		
9. 備 考 【注2】		

【注1】 共通教育センターの予算以外で謝金を支払う場合にのみ記入する。

【注2】 謝金・旅費を辞退する場合は、その旨を記入する。

鹿児島大学共通教育センターゲスト講師に関する申合せ

平成29年4月1日

共通教育センター運営委員会決定

- 1 ゲスト講師の年度計画は、共通教育センター以外の経費で負担する場合を除き、前年度実績の招聘人数を超えない範囲で計画しなければならない。
- 2 ゲスト講師が授業で使用する印刷物等にかかる経費は、責任教員が負担する。

附 則

この申し合わせは、平成29年4月1日から実施する。